

## 既存建築物における新耐震基準への適合確認に関する取扱い

### 【増築申請手続きの円滑化】

平成 22 年 4 月  
平成 24 年 9 月 一部改正

#### 1. 目的

建築基準法施行令第 137 条の 2 の改正（平成 24 年 9 月 20 日施行）により、増築部分の床面積が基準時（平成 19 年 6 月 20 日）の 2 分の 1 を超える増築であっても、告示第 566 号に定める基準等に適合することで緩和措置の対象となります。

さらに、増築部分と既存部分を Exp. j 等で構造的に分離する場合、既存部分の構造耐力上主要な部分について新耐震基準への適合を確認することにより、耐震診断が不要となります。

このため、新耐震基準への適合確認に関する取扱いを定め、増築申請手続きの円滑化を図るものです。



#### 2. 取扱いの方法

(1) 円滑化するルートをもとに、現存する図書に応じて、以下の 2 通り定めます。  
(裏面増築フロー参照)

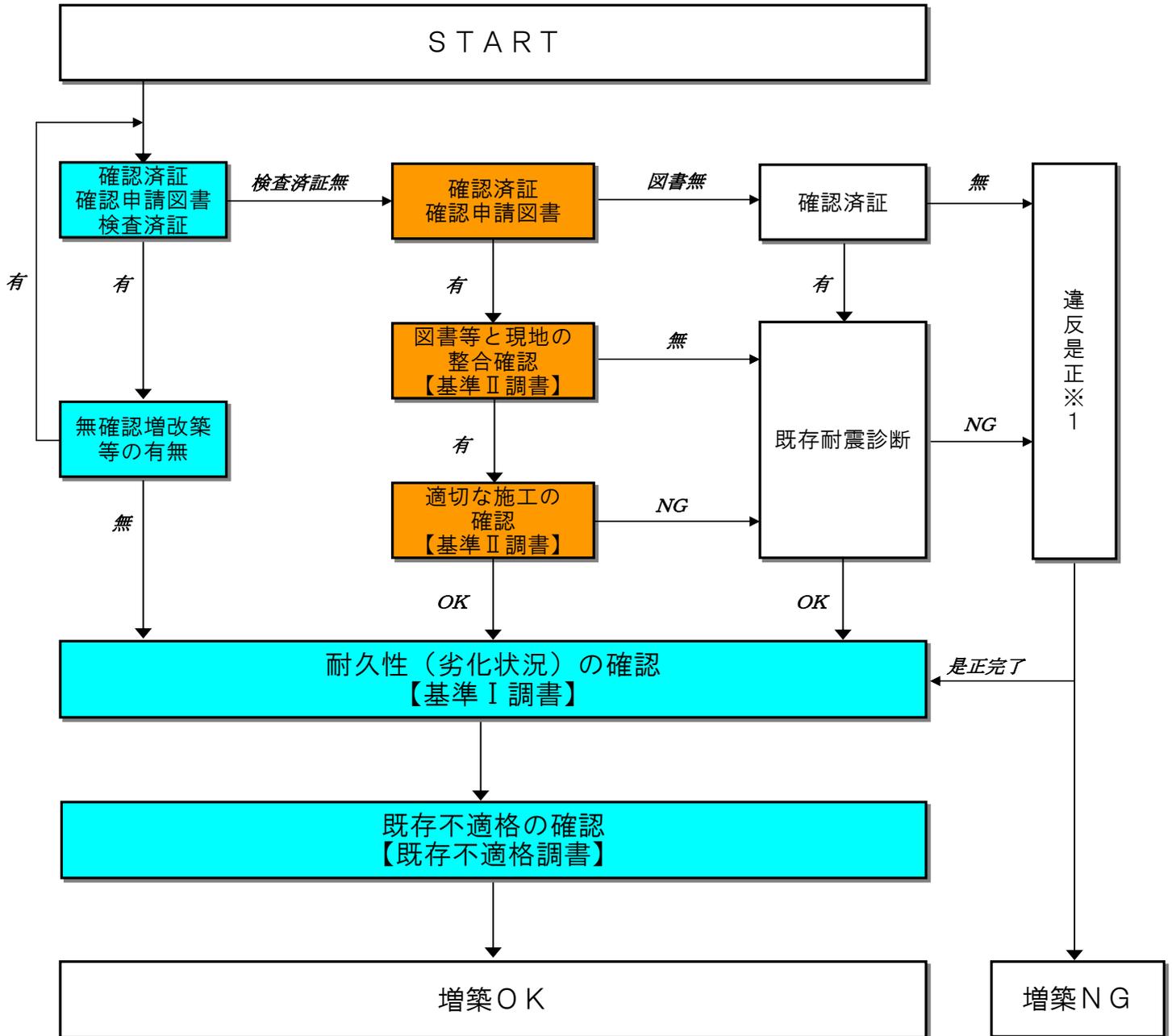
ルート	既存建築物に関して現存する図書	対応方法
①	○確認済証 ○確認申請図書等※1 ○検査済証	○既存不適格項目の確認【既存不適格調書】 ○耐久性の確認【 <b>基準Ⅰ調書</b> 】 ○告示第 566 号の確認
②	○確認済証 ○確認申請図書等※1 (検査済証無し)	①の対応に加えて ○確認申請図書等と現地の整合を確認【 <b>基準Ⅱ調書</b> 】 ○適切な施工を確認【 <b>基準Ⅱ調書</b> 】

※1 確認申請図書等には竣工図、当時の図面を含みます。

(2) 確認申請図書等及び検査済証が無い場合は、建築当時の構造強度規定の適合確認が困難であると思われるため、円滑化の対象外とします。

この場合は、図書の復元まで含めた耐震診断による調査が必要となります。

## 既存建築物（新耐震基準）への増築フロー



※1 実態違反の有無確認、構造図書の復元指導を監察指導課で行います

**ルート①** ⇨ 技術的助言により、円滑化されるルート

**ルート②** ⇨ 本市取扱いにより、円滑化されるルート

⇨ 従来通りのため、今回円滑化の対象外